

## 「情報公開文書」

受付番号：2018-4-077

課題名：遺伝と代謝情報の融合による循環器疾患の層別化および予後予測法の開発

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構 ・ 准教授 ・ 元池育子

### 1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画においてコホート調査に参加された方のうちメタボローム解析を行い、かつ対象疾患の既往歴を持たない方

### 2. 研究目的・方法

#### 【研究期間】

2018年12月(倫理委員会承認後)～2023年3月

#### 【研究目的】

本研究は国立循環器病研究センターが総括施設となった多施設共同研究である。本研究では、心不全および心房細動の患者を対象として、ゲノム解析および血液のメタボローム解析を実施し、臨床的に意義のある病態の分類や再発などの予後予測に関連するマーカーをバイオバンクに登録された試料を用いて探索する。

#### 【研究方法】

本研究において東北メディカル・メガバンク機構からは、国立循環器病研究センター及び慶應義塾大学で解析予定であるゲノム及び血液メタボローム解析の結果との比較のために、本機構で解析を終了し、情報分譲を予定している約5,000名、あるいは今後研究機関内に当機構で解析を行い、情報分譲が予定されるゲノム・メタボローム結果等のうち、対象疾患の既往歴を持たない方のデータをコントロールデータとして提供する。提供するデータの解析はゲノムデータを関連させるものについてはToMMoスパコン内で行い、研究の結果得られた情報を双方で共有する。

### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

基本情報、既往歴、血液検査値、ゲノム解析、血液メタボローム解析結果等

### 4. 外部への試料・情報の提供

基本情報、既往歴、血液検査値、ゲノム解析、血液メタボローム解析結果等を国立循環器病研究センター及び慶應義塾大学の研究者に提供する。提供するデータの解析は

ゲノムデータを含む場合は ToMMo スパコン内で行い、研究の結果得られた情報を双方で共有する。

## 5. 関係研究組織

国立循環器病研究センター 病態ゲノム医学部 部長 高橋篤  
慶應義塾大学 先端生命科学研究所 講師 平山明由

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口

に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。  
(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合